

## 個人情報保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に定めるもののほか、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において、実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会又は固定資産評価審査委員会をいう。

（個人情報ファイル簿の届出等）

第3条 実施機関は、法第75条第1項の規定により同項に規定する個人情報ファイル簿を作成し、公表するときは、あらかじめ、当該個人情報ファイル簿を市長に届け出なければならない。

2 実施機関は、届け出た個人情報ファイル簿の内容を変更するときは、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、やむを得ないときは、個人情報ファイル簿を作成し、又は届け出た内容を変更した時以後に前2項の届出をすることができる。

（手数料等）

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない法第76条の規定による開示の請求に係る手数料の額は、那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）で定めるところによる。

2 前項に規定する手数料の納付は、申請のときにしなければならない。この場合において、請求する行政文書の数が明らかでないときは開示請求する行

政文書1件分の手数料を納付するものとし、その数が明らかになったときは速やかに残りの行政文書の分の手数料を納付するものとする。

- 3 法第87条第1項の規定により、保有個人情報の写しその他の物（以下「写し等」という。）の交付を受ける者は、規則で定めるところにより、写し等の作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

（審査会への諮問）

第5条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成20年那須塩原市条例第30号）第1条に規定する那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（那須塩原市個人情報保護条例の廃止）

第2条 那須塩原市個人情報保護条例（平成20年那須塩原市条例第32号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(那須塩原市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第8条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、前条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) 前条の規定の施行前において旧条例第7条第3項の公の施設の管理に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第12条又は第17条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号又は第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項に規定する罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

## 那須塩原市情報公開条例の一部を改正する条例（案）

那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（手数料等）

第13条 開示請求をする者は、那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項に規定する手数料の納付は、申請のときにしなければならない。この場合において、請求する行政文書の数が明らかでないときは開示請求する行政文書1件分の手数料を納付するものとし、その数が明らかになったときは速やかに残りの行政文書の分の手数料を納付するものとする。

3 前条第1項の規定により、行政文書の写しその他の物（以下「写し等」という。）の交付を受ける者は、規則で定めるところにより、写し等の作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那須塩原市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(手数料等)</u></p> <p><u>第13条 開示請求をする者は、那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）で定めるところにより、手数料を納めなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手数料の納付は、申請のときにしなければならない。この場合において、請求する行政文書の数が明らかでないときは開示請求する行政文書1件分の手数料を納付するものとし、その数が明らかになったときは速やかに残りの行政文書の分の手数料を納付するものとする。</u></p> <p><u>3 前条第1項の規定により、行政文書の写しその他の物（以下「写し等」という。）の交付を受ける者は、規則で定めるところにより、写し等の作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。</u></p>	<p><u>(費用負担)</u></p> <p><u>第13条 前条第1項の規定により、行政文書の写しその他の物（以下「写し等」という。）の交付を受ける者は、規則で定めるところにより、写し等の作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。</u></p>

那須塩原市手数料条例の一部を改正する条例（案）

那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1 閲覧手数料の項の次に次のように加える。

開示請求 手数料	那須塩原市情報公開条例（平成20年 那須塩原市条例第31号）第5条第1 項の規定による行政文書の開示の請求 個人情報保護に関する法律（平成1 5年法律第57号）第76条第1項又 は第2項の規定による保有個人情報の 開示の請求	開示請求す る行政文書 1件につき 開示請求す る行政文書 1件につき	300   300
-------------	--	--	--------------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那須塩原市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
種別	事項	区分	金額（円）	種別	事項	区分	金額（円）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
閲覧手数料	（略） 農地台帳	（略） 1件につき	（略） 100	閲覧手数料	（略） 農地台帳	（略） 1件につき	（略） 100
開示請求手数料	那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）第5条第1項の規定による行政文書の開示の請求	開示請求する行政文書1件につき	300	開示請求手数料	（略） 農地台帳	（略） 1件につき	（略） 300
	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の開示の請求	開示請求する行政文書1件につき	300				
謄写手数料	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項、同法第81条第3項の規定により準用する第78条第1項の規定等に基づき	日本産業規格A列4判以下の大きさ1ページにつき	10（多色刷り又は黒色以外の単色刷りにあつては、5	謄写手数料	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項、同法第81条第3項の規定により準用する第78条第1項の規定等に基づき	日本産業規格A列4判以下の大きさ1ページにつき	10（多色刷り又は黒色以外の単色刷りにあつては、5

	づく書面の交付		0)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

	づく書面の交付		0)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)